

地方独立行政法人法の改正に伴う変更点について

(1) 地方独立行政法人評価委員会の所掌事務

地方独立行政法人法の改正に伴い、地方独立行政法人評価委員会の所掌事務が、整理された。

■評価委員会の所掌事務

① 設立団体の長に意見を述べること

- ・ 中期目標の作成・変更に対する意見
- ・ 中期計画の作成・変更の認可に関する意見
- ・ 中期目標期間終了時に設立団体の長が行う見直しの検討に対する意見
- ・ 不要財産の納付に係る認可に対する意見
- ・ 重要な財産の処分に係る認可に対する意見
- ・ 役員報酬等支給基準に対する意見
- ・ 他の地方独立行政法人との吸収合併を行う設立団体の長に対する意見
- ・ 他の地方独立行政法人との新設合併を行う設立団体の長に対する意見

② 公立大学法人の業務を評価すること

③ 公立大学法人の業績評価に併せて、業務運営の改善、その他の勧告をすること

<不要となった業務>

- ・ 財務諸表の承認に対する意見
- ・ 剰余金・積立金の使途に係る承認に対する意見

(2) 評価委員会として意見を述べた時の公表方法

評価委員会が、設立団体の長に意見を述べた場合、その内容を公表しなければならないとされた。

(今年度の対応)

7/27(金)開催予定の第2回目の評価委員会において、意見を述べた場合の公表方法についての方針を定めることとする。

(3) 公立大学法人の中期目標期間の見込み評価の実施

- ・これまでの、「各事業年度に係る評価」及び「中期目標の期間における業務の確定評価」に加え、「中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績評価」が追加された。
- ・見込み評価の実施年度は、「中期目標期間の最後の事業年度の前々年度」とされている。第2期中期目標期間の最終年度は平成32年度であることから、平成30年度の業務評価を行う平成31年度に、見込み評価を実施。

○各事業年度における業績評価について(地方独立行政法人法第78条の2第1項関係)

評価を受ける年度	中期目標期間 (第2期)						中期目標期間 (第3期)
	第1事業年度	第2事業年度	第3事業年度	第4事業年度	第5事業年度	最終年度	
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	(平成32年度)	平成33年度
評価を行う年度	第1事業年度 (平成27年度)	第2事業年度 (平成28年度)	第3事業年度 (平成29年度)	第4事業年度 (平成30年度)	第5事業年度 (平成31年度)	最終年度 (平成32年度)	第1事業年度 (平成33年度)
評価を受ける事項		■第1事業年度の業務実績	■第2事業年度の業務実績	■第3事業年度の業務実績	■第4事業年度の業務実績 ■中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績	■第5事業年度の業務実績 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">次期中期目標策定年度</div>	■最終年度の業務実績 ■中期目標期間の業務実績

(今年度の対応)

中期目標期間の見込み評価の実施にあたり、「青森市地方独立行政法人評価委員会が実施する評価の基本方針」の改正と「公立大学法人青森公立大学中期目標期間(見込み)評価実施要領(案)」を年度内に定めることとする。